

自己評価報告書

平成23年4月1日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2012

課題番号：20530047

研究課題名(和文) 労働法の歴史的基盤に関する研究

研究課題名(英文) Comparative Study on the History of Labor and Employment Law

研究代表者

水町 勇一郎(MIZUMACHI YUICHIROU)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：20239255

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働法、歴史研究

1. 研究計画の概要

本研究では、(1)日本における雇用や労働の歴史に関する既存の研究をサーベイする、(2)(1)に加え、新たな資料や文献に基づく分析・研究を行いつつ、日本における労働と社会の歴史、そのなかで生成した労働法の歴史の動態を明らかにする、(3)フランスやアメリカの労働社会や労働法の歴史に関する研究を継続して行い、(2)と(3)の研究結果を比較して、労働法の歴史の比較研究を行う、(4)以上の研究の成果をとりまとめ、日本の現在の労働法改革をめぐる議論に歴史的視点から新たな示唆を得る、という手順・方法で、労働法の歴史的基盤について比較研究を行うことを計画している。

2. 研究の進捗状況

平成22(2010)年度までの3年間で、上記1.の(1)日本の労働史の既存研究のサーベイ、(2)新たな資料・文献に基づく労働法の歴史研究、(3)欧米の労働社会・労働法の歴史研究を並行して行ってきた。その結果、本研究の中間的な成果として、以下の諸点が明らかになった。

(1) 日本の雇用・労働は歴史的・社会的条件に規定されつつ多様に変遷してきたものであり、かつてから「日本的」という特定の性格(例えば「終身雇用」的・「共同体」的な性格)を一貫してもってきたものではない。

(2) 現在の日本の雇用・労働の特性(欧米の雇用・労働との相違)の起源の多くは、江戸期中盤から明治期以降の「近代化」のプロセスの違いに求められる。

(3) 1990年代以降のグローバル化のなかで世界の労働をめぐる状況は近接化してき

ているが、そこで求められている「集団」による「コミュニケーション」のあり方は、それぞれの歴史的・社会的条件に規定されつつ、各国ごとに様々な形で顕在化してきている。

(4) 近年の「集団」による「コミュニケーション」には、多様な状況変化への迅速で柔軟な対応という現代的側面があるが、そこには「集団」による差別の再生産という前近代的な側面も潜んでおり、後者への留意とその克服が、世界的に新たな課題となりつつある。

以上の点を精査しつつ、労働法の歴史的基盤の研究を体系的にとりまとめ、今後の日本の労働法改革への歴史的示唆を明らかにすることが、平成23(2011)年度および24(2012)年度に残された研究課題である。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

日本の労働史の文献研究、欧米の労働法・労働社会の歴史研究、それらを踏まえた比較研究は、予定通り順調に進んでいる。そこから得られる示唆の探究については、日本および欧米諸国の状況が現在も流動的に動いているため、なお確定的な示唆を得られるには至っていない。これらの点も、残された期間、研究を進展させていくことによって、十分達成可能である。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 平成23(2011)年度には、日本の労働社会・労働法の歴史研究によって得られた研究結果と、フランスやアメリカの労働社会・労働法制の歴史に関する研究とを比較し、労働法の歴史の比較研究という視点から総合的な研究を行う。ここではまず、研究代表

者のこれまでの外国法研究の成果（『労働社会の変容と再生—フランス労働法制の歴史と理論』（有斐閣、2001）、『集団の再生—アメリカ労働法制の歴史と理論』（有斐閣、2005）等を基盤としつつ、これに新たに得られた情報・知見を加えて、フランスとアメリカの労働社会・労働法の歴史を描き出す。これらの研究成果と、これまでの研究で明らかにされた日本の労働社会・労働法の歴史とを照らし合わせることによって、日本の労働法の基盤や特徴を歴史的・立体的に明らかにする。

(2) 上記の作業と並行して、国内外で開催される労働社会や労働法のあり方に関する学会、研究会、講演会などに可能な限り参加し、情報の発信と収集を行う。

(3) 平成 24 (2012) 年度には、以上の研究を総括しつつ本研究の成果をとりまとめ、公表する。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

①水町勇一郎「『格差』と『合理性』—非正規労働者の不利益取扱いを正当化する『合理的理由』に関する研究」社会科学研究第 62 巻 3・4 号 125-152 頁 (2011 年 3 月)

②Yuichiro MIZUMACHI, « Jurisprudence sur le licenciement pour raison économique: prudence des juges ou des acteurs? », *Revue de droit du travail*, no.10, octobre 2010, pp.607-609.

[学会発表] (計 0 件)

[図書] (計 5 件)

①水町勇一郎『労働法 [第 3 版]』(2010 年 3 月、有斐閣) 505 頁

②水町勇一郎・連合総合生活開発研究所編著『労働法改革—参加による公正・効率社会の実現』(2010 年 2 月、日本経済新聞出版社) (共編著) 271 頁

③水町勇一郎「労働信仰の魔法とそれを解く法—希望の意義と危険性」東大社研・玄田

有史・宇野重規編『希望学 [1] 希望を語る』191-214 頁 (2009 年 4 月、東京大学出版会)

[産業財産権]
○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]